

四国中央市地区計画の区域内における行為の届出に関する事務処理要綱

平成 24 年 7 月 20 日

告示第 159 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定による地区計画の区域内における行為の届出に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この告示は、地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 38 条の 4 に規定する行為を行おうとする者について適用する。

(届出)

第 3 条 地区計画の区域内における行為の届出は、地区計画の区域内における行為の届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）によるものとする。

- 2 届出書には、別表に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 前項の図書のうち、外壁及び屋根を表示する図面については、色表示をしなければならない。
- 4 第 1 項に規定する届出には、必要に応じて面積計算書を添付しなければならない。
- 5 届出書及び第 2 項の図書は、正副各 1 通を提出するものとする。

(変更の届出)

第 4 条 前条第 1 項に規定する届出をした者は、当該届出に係る事項のうち、設計又は施工方法を変更しようとするときは、地区計画の区域内における行為の変更届出書（様式第 2 号）により届け出るものとする。

- 2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(届出の時期)

第 5 条 第 3 条に規定する届出又は前条の規定による届出は、当該行為に着手する日の 30 日前までに届け出なければならない。

(受理通知書の交付)

第 6 条 市長は、第 3 条に規定する届出又は第 4 条の規定による届出があった場合において、その届出の内容が地区計画に適合すると認めるときは、地区計画の区域内における行為の届出に関する受理通知書（様式第 3 号）を交付するものとする。

(勧告)

第 7 条 市長は、第 3 条に規定する届出又は第 4 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告書（様式第 4 号）により勧告することができる。

- 2 前項の規定は、次条の立入調査によりその行為が地区計画に適合せず、又は届出に違背すると認める場合について準用する。
- 3 前 2 項の規定により勧告を受けた者は、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(立入調査)

第8条 市長は、第3条に規定する届出又は第4条の規定による届出のあった箇所に立入調査をすることができる。

2 市長は、前項の立入調査をするに当たって、前項に規定する届出をした者から、同意書(様式第5号)による同意を得なければならない。

3 第1項に規定する届出をした者は、特別な事情がない限り、前項の同意を拒むことができない。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	位置図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100 以上	
	その他		参考となるべき事項を記載した図書
・ 建築物の建築 ・ 工作物の建設 ・ 建築物又は工作物の用途の変更	位置図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	・ 敷地内における建築物等の位置を表示 ・ 建築物の緑化施設の位置を表示（地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る）
	立面図	1/100 以上	2面以上
	平面図	1/100 以上	各階のもの(工作物の場合は不要)
	その他		参考となるべき事項を記載した図書
	建築物もしくは工作物の形態又は意匠の変更	位置図	1/10,000 以上
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	1/100 以上	2面以上
木竹の伐採	位置図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該の周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100 以上	当該行為の施行方法を明らかにするもの
	その他		参考となるべき事項を記載した図面

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
届出者 氏名
電話

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

{ 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
 木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 地区計画の名称
- 3 行為の着手予定日 年 月 日
- 4 行為の完了予定日 年 月 日
- 5 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）					
	(ロ)設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i)敷地面積			m ²	
		(ii)建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(iii)延べ面積	m ²	m ²	m ²	
			(m ²)	(m ²)	(m ²)	
(iv)高さ 地盤面から m	(v)用途					
(vi)緑化施設の面積 m ²	(vii)垣又はさくの構造					
(3) 建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5)木竹の伐採		伐採面積			m ²	

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄 (2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄（同欄中の () は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計）についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

様式第2号(第4条関係)

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

四国中央市長 様

住所
届出者 氏名
電話

印

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 行為の場所
- 3 地区計画の名称
- 4 変更の内容
- 5 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 6 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

地区計画の区域内における行為の届出に関する受理通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

都市計画法第58条の2（第1項・第2項）の規定に基づき、 年 月 日付の届出について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 地区計画の名称
- 3 行為の着手予定日 年 月 日
- 4 行為の完了予定日 年 月 日
- 5 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2)建築物の建築又は 工作物の建設	(イ)行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）					
	(ロ)設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(i)敷地面積			m ²	
		(ii)建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(iii)延べ面積	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	
		(iv)高さ 地盤面から m	(v)用途			
(vi)緑化施設の面積 m ²	(vii)垣又はさくの構造					
(3)建築物等の 用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
	m ²					
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
(5)木竹の伐採		伐採面積			m ²	

備考 該当届出に係る事項のうち、設計又は施行方法の変更が生じた場合は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、行為着手の30日前までに行為の変更届出書の提出が必要になります。

勸告書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付地区計画区域内における行為の届出又は変更の届出は、当該地区計画の内容に適合していないため、都市計画法第58条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり勸告します。

記

届出者	住所 氏名
行為の場所	
地区計画の名称	
勸告内容	

様式第5号（第8条関係）

同意書

年 月 日

四国中央市長 様

届出者 住所
氏名
電話

印

年 月 日付で届け出た地区計画の区域内における行為については、工事施工中及び工事完了時に立ち入り調査をすることに同意します。